

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高畠町は、児童手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山形県高畠町長

公表日

令和3年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>・児童手当法に基づき、児童手当について、申請・認定・異動処理や認定通知書発行などの対象者管理、手当支給時の支給額計算や金融機関への口座振込依頼[°]処理、現況届処理などの年度更新処理を行う。 ・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と言う。)及び児童手当法に基づき、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①受給資格者からの認定の請求の受理(児童手当法 第7条)②認定の請求に係る事実の審査(児童手当法 第4条、5条、7条、27条、28条)③受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知(児童手当法 第30条)④父母指定者の届け出の受理(児童手当法 第4条1項2号)⑤父母指定者の届け出に係る事実の審査(児童手当法 第4条1項2号)⑥児童手当の額の改定の請求又は届出の受理(児童手当法 第9条、26条)⑦児童手当の額の改定の請求又は届出に係る事実の審査(児童手当法 第9条、26条)⑧現況の届出の受理(児童手当法 第26条)⑨現況の届出に係る事実の審査(児童手当法 第5条、26条、27条、28条)⑩氏名等の変更の確認(児童手当法 第26条)⑪住所等の変更の確認(児童手当法 第26条)⑫受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理(児童手当法 第26条)⑬受給資格者からの受給事由消滅の届出に係る事実の審査(児童手当法 第26条)⑭未支払の児童手当の請求の受理(児童手当法 第12条、30条)⑮未支払の児童手当の請求に係る事実の審査(児童手当法 第12条、30条)
③システムの名称	1 児童手当システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)受給者情報ファイル (2)宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一の56の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号法 第19条第8号、別表第二の26、30、74、75、87の項 2 番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉こども課
②所属長の役職名	福祉こども課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高島町大字高島436番地 高島町役場 総務課 電話番号 0238-52-1734
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

郵便番号992-0392
山形県東置賜郡高島町大字高島436番地
高島町役場 福祉子ども課
電話番号 0238-52-2864

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-①部署	福祉課	福祉こども課	事後	
平成29年4月1日	I-5-②所属長	福祉課長	福祉こども課長	事後	
平成29年4月1日	I-7 請求先	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高島町大字高島436番地 高島町総務課情報統計係 電話番号 0238-52-1734	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高島町大字高島436番地 高島町役場 総務課 電話番号 0238-52-1734	事後	
平成29年4月1日	I-8 連絡先	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高島町大字高島436番地	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高島町大字高島436番地	事後	
平成29年4月1日	II-1-1いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2-1いつ時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-1-1いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-2-1いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II-2-1いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II-2-1いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	新様式に変更				
令和2年9月30日	II-1-1いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年9月30日	II-2-1いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和3年6月30日	I-4-②法令上の根拠	1 番号法 第19条第7号、別表第二の26、30、74、75、87の項 2 番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条	1 番号法 第19条第8号、別表第二の26、30、74、75、87の項 2 番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条	事後	
令和3年6月30日	II-1-1いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月30日	II-2-1いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	